

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課・高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

改正介護保険制度広報ポスターの配布について

計3枚（本紙を除く）

Vol.482

平成27年6月2日

厚生労働省老健局

介護保険計画課・高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111

（内線 2164、3971）

FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡  
平成 27 年 6 月 2 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課

### 改正介護保険制度広報ポスターの配布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）等に基づく利用者負担割合の引き上げ、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の引き上げ及び補足給付の資産等勘案並びに平成 27 年度介護報酬改定に伴う特別養護老人ホーム等の多床室における居住費負担の見直しなど、介護サービス利用者にご負担をお願いする改正事項が、平成 27 年 8 月 1 日から施行されます。当該見直しの趣旨、内容等について、利用者の方々にご理解をいただくことが必要であることから、これらの内容をお知らせするためのポスターを作成し、平成 27 年 2 月 24 日付事務連絡をもとに御提出いただいた希望配布部数を、5 月中に各保険者及び都道府県へ届くよう、発送いたしました。

各保険者及び都道府県におかれましては、事業者や事業者団体の説明会、指定申請・変更届の提出や要介護認定の代行申請などのために市役所等に事業者が来所した機会、関係団体への協力依頼など様々な機会を活用して、希望配布部数として見積もった分は確実に配布いただくとともに、その他の管内の介護サービス事業所や施設に対しても、積極的に配布していただきますようご協力をお願いいたします。

また、ポスターの電子媒体を厚生労働省ホームページ（※）に掲載しております。配布部数が足りなくなった場合には、下記担当に御連絡いただくか、当該ホームページからダウンロードして印刷していただきますようお願いいたします。

なお、これらの内容に関するリーフレットも厚生労働省ホームページ（※）に掲載しておりますので、介護保険サービス利用者等に対して新制度についてご説明する際に併せてご活用いただきますようお願いいたします。

※ ポスター・リーフレット掲載場所：（厚生労働省ホームページ）ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護保険制度の概要  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/gaiyo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html)

また、当省より以下の関係団体宛てに別紙協力依頼文を送付しておりますのでお知らせいたします。

- ・公益社団法人 日本医師会
- ・公益社団法人 日本看護協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・公益社団法人 全国老人保健施設協会
- ・一般社団法人 シルバーサービス振興会
- ・一般社団法人 全国デイ・ケア協会
- ・一般社団法人 日本介護支援専門員協会
- ・一般社団法人 日本認知症グループホーム協会
- ・一般社団法人 日本慢性期医療協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・高齢者住まい事業者団体連合会

【問い合わせ先】

厚生労働省  
老健局介護保険計画課  
企画法令係 青野

TEL : 03-5253-1111 (内 2164)

E-mail : aono-eriko@mhlw.go.jp

< 関係団体の長 >

厚生労働省老健局長

改正介護保険制度広報ポスターの掲示等への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大なご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）等に基づき、平成 27 年 8 月 1 日より、利用者負担割合の引上げ、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の引上げ、補足給付の資産等勘案など、介護サービス利用者にご負担をお願いする見直しが施行されます。

厚生労働省及び各自治体においては、当該見直しの趣旨、内容等について、利用者の方々にご理解をいただくことが必要であることから、これらの内容をご説明するためのリーフレットを用意し配布するとともに、ポスターを作成し、関係者の皆様のご協力を得ながら、様々な場所での掲示を進めているところです。

こうした取組の一環として、利用者が訪れる機会の多いと考えられる、介護サービス事業所、病院、診療所等でポスターの掲示をお願いしたいと考えておりますので、貴団体のご協力をお願い申し上げます。

ポスターにつきましては、各自治体から介護サービス事業所等へ配布いただく予定です。

本件につきまして、何卒、貴団体のご高配を賜りますとともに、趣旨につきまして、会員各位に対して周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。